

飯島賢二の『恐縮ですが...一言コラム』

第 338 回 「温泉」 蘆薈 (うんちく) ~ 「温泉学」 入門なのだ!

2009.11.15

今年もまた、旅行情報誌「じゃらん」から、ネットユーザー5,800人にアンケート調査した「人気温泉地ランキング」が発表された。第一位から順に列記すると、箱根(関東)、由布院(九州)、草津(関東)、登別(北海道)、別府温泉郷(九州)、道後(中四国)、指宿(九州)、黒川(九州)、下呂(東海)、城崎(近畿・北陸)という順になった。この結果いかがだろうか、賛否両論、正に多事争論かもしれない。

(詳細はコチラ「じゃらん」http://www.jalan.net/jalan/doc/etc/onsenranking/onsenranking_index.html)

日本人ほど温泉が好きで国民はいないと言われている。世界一の温泉大国かもしれない。その大好きな温泉のこと、実はあまり良くご存じないのも、日本人らしい。「温泉観光実践士」&「温泉カリスマ」(大阪観光大学認定)の小生にとって、やっぱり黙ってられない、僕の出番である。

(参照:「大阪観光大学観光学研究所」<http://www2.meijo.ac.jp/mei-kanken/>)

暖かくて体に良い成分がある自噴地下水を温泉。鉱泉は温度が低いので温泉とは言わない。天然かけ流しだけが本当の温泉であり、それ以外は温泉まがい物である...温泉に関して、こんな常識がまかり通っている。

温泉の定義は、温泉の保護とその適正な利用を主な目的として昭和23年に定められた「**温泉法**」第2条になされている。それによると...温泉とは、**地中から湧出(ゆうしゅつ)する温水、鉱水、及び水蒸気その他のガス**(炭化水素を主成分とする天然ガスを除く)で温泉源から採取されるときに**温度摂氏25度以上、若しくは「別表」に示す物質、いづれか一つが含まれるもの...**をいうとなっている。「別表」は含有主成分による分類がなされており、昭和46年の「温泉法」の第三次改正で、それまでの17種の分類から11種に統合され、昭和54年の改正ではさらに9種に統合されている。表示方法も以前の「食塩泉」が「ナトリウム塩化物泉」といった具合に科学的組成によるもので、一般にはまだなじみが薄いようだ。

(参考:「温泉法」<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23H0125.html>)

これが我国で唯一「温泉」の定義である。

従って、温度が摂氏24度以下であっても「温泉法」の別表に掲げる成分の基準が一つでも上回っているいわゆる「冷鉱泉」でも温泉と認められる。つまり**温度は低くても、温泉なのである**。また、必ずしも自噴する地下水でなくても、硫化水素や二酸化炭素(炭酸)などのガスそのものも温泉として認められる。**法的にはガスも温泉、正規の温泉は、天然かけ流しに何らこだわっていない**。硫黄の匂いを撒き散らし、自然と自噴する高温の温泉のイメージは、火山のためであるが、この様な火山性の温泉だけが全てではなく、つまりは、**火山が無いところでも温泉は存在するということになる**。

天然自噴泉は全体の3割しか存在しない。近年、掘削技術の向上に伴って開発された大深度掘削によるものを除き温度が低い冷鉱泉が大半を占めており、浴用には加熱利用されているものが殆どである。しかしながら、温度が低い冷鉱泉だからといって効能が低いという訳ではない。温度の高い温泉より成分が濃い場合などは加熱利用や飲用における効能が顕著な場合も決して少なくはない。

(参考:「日本温泉総合研究所」平成20年3月環境省 <http://www.onsen-r.co.jp/data/you.html>)

以下、少し話が理屈っぽくなるが、とりあえず、学問的見解をご紹介しておく。

話を整理すると、「温泉」は地下水の一部であり、温度や成分などにより**常水**(普通の地下水)と異なる異常水(**鉱水**)として区別され、さらにこれを「温泉」と「鉱泉」に細分化している。

では、この「温泉」と「鉱泉」の違いは何だろうか？

「温泉法」には「鉱泉」という語句は、どこにも書かれていない。全てを「温泉」として呼ぶようになっているが、実は「鉱泉」という言葉は、「温泉法」とは別に、環境省が定める「**鉱泉分析法指針**」で規定されているのである。「温泉」を定義付けている唯一の法律「温泉法」の規定ではない点、「温泉」と「鉱泉」の明確な区分を著しく混迷させている。

この指針による「鉱泉」とは、「地中から湧出する泉水で、多量の固形物質又はガス状物質若しくは特殊の物質を含むか、**あるいは泉温が泉源周囲の平均気温より常に著しく高温を有するものをいう。**鉱泉中、特に治療の目的に供されるものを**療養泉**とする。」とされている。即ち「温泉法」の第2条に規定する「温泉」のうち、「水蒸気その他のガス」を除いた泉水を「鉱泉」として定義付け、さらに何らかの医療的効果が期待できるものを「療養泉」として規定しているものである。

「鉱泉分析法指針」には、いくつかの基準による「鉱泉」の分類が示されており、その中で「温度」による分類がある。「鉱泉」が地上に湧出した時の温度又は採取したときの温度を**泉温**という。鉱泉を泉温により25 未満を「**冷鉱泉**」といい、それ以外を「温泉」としている。その「温泉」内、25 以上34 未満を「**低温泉**」、34 以上42 未満を「**温泉**」、42 以上を「**高温泉**」と呼んでいる。

(参考:「温泉の基礎知識」<http://homepage1.nifty.com/machispa/html/chishiki.htm>)

いやはや、なんとも複雑で、ややこしくて、「どっちでもいいや」と思いたくなる。あまり、大勢には影響しない、いかにも学問的に理屈付けをしているようにしか思えない。

温泉はのんびり、ゆっくり楽しめばいいと思っている。日本全国に湧き出る温泉の数は、なんと2,500カ所以上。さまざまな地域に点在する温泉の種類は、実に千差万別で「**同じ温泉は二つとない**」といっても過言ではない。

温かな湯にゆっくりと浸かる...それだけでも充分心身の疲れがほぐれてくるが、『**打たせ湯**』『**砂湯**』『**蒸し湯**』など特殊な入浴法が存在する。そんな楽しみ方もできるかもしれない。

近代医学においても高く評価されている「温泉」の療養効果。浴用だけでなく、飲用の効能も注目されている。正しく利用すれば、楽しみながら健康維持、それも「温泉」の魅力の一つである。しかし、「温泉」は万効ではなく、使用方法により入浴や飲泉を禁ずる症状もあるので注意したい。これらを「**禁忌症**」といいこの禁忌症を知るためにも温泉分析書(或いは揭示証)に目を通す必要がある。

「温泉」はあなただけのものではない。我々日本人の、日本国全体の貴重な財産である。そんな意味から、正しい温泉知識を少しでも理解しつつ、マナーを守り、「温泉」を楽しんでいただきたいと思っている。

「温泉」は有限の天然資源である。枯渇を招くような、むやみな乱開発を注視しながら、健全な温泉資源の保護に努めるのも、国の宝を守る、我々日本人の義務かもしれない。